

報告第 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 25 年 12 月 17 日	200,000 円	足立区栗原在住者	平成 13 年 4 月 24 日、西新井栄町住区センターにおいて、学童保育中の相手方児童がトイレ出入口の扉に左手をはさみ、左手の中指と薬指を骨折する傷害を負った。